

社会福祉法人 中心会

役員等の報酬等に関する規程

(平成30年6月23日改正、同年同日施行)

第1条 (目的)

この規程は社会福祉法人中心会(以下「法人」という)定款第9条および第23条の規定ならびに、法人定款細則第7条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員ならびに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬及び費用の弁償について必要な事項を定める。

第2条 (常勤の役員等の報酬の支給)

理事長(職員を兼務せず、かつ常時法人の業務に従事する場合に限る)または常務理事(職員を兼務しない場合に限る)については、報酬及び退職一時金を支給する。

2. 常勤役員に対する退職一時金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

ただし、在任中の同人の職務遂行に重大な瑕疵または背任行為が有ったと認められる場合には、理事会の議決によって、その一部または全部を支給しないことができる。

3. 前項の退職一時金の原資として、法人本部サービス区分において、所要額を引当金に計上するものとする。

第3条 (常勤役員等の報酬等の算定方法)

常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、1人あたりの各年度の総額が12,000,000円を超えない範囲で別表第1に定める額
- (2) 退職一時金については、別表第2に定める算式により算出される額

第4条 (その他の役員等の報酬)

役員等(第2条第1項の規定に基づく役員報酬の支給を受けるものを除く。以下、この条において同じ。)が次の各号に掲げる業務を行なうときは、1人あたりの各年度の総額が評議員以外においては300,000円を超えない範囲で、評議員においては定款に定める額を超えない範囲で次の表に掲げる報酬を支給する。

- (1) 理事会その他理事長が召集する会議に出席すること
- (2) 監事が監査を行い、又は監事以外の役員等がこれに立ち会うこと
- (3) 評議員が評議員会に出席すること
- (4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席すること

(5) その他、理事長又は常務理事が必要と認めること

所要時間	2時間以内	2時間を越える1時間又はその端数ごと
報酬額(税込)	10,000円	5,000円

第5条 (旅費)

第3条各項の業務のために役員等が法人の本部または各事業所へ赴くために必要な旅費については、役員等の住所からの通常の交通費(鉄道、路線バス等の運賃の額)を支給する。

2. 第3条各項の業務のために役員等が前項以外の場所へ出張する場合は、出張規程に定める額の旅費を支給する。
3. 第1項の規定は、評議員が評議員会に出席する場合及び、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席する場合に準用する。

第6条 (適用除外)

法人の有給職員を兼ねる役員については、職員に関する諸規程がこの規程に優先する。

第7条 (報酬等の支給方法)

常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、翌月の職員の給与支給日にこれを支給する。
- (2) 退職一時金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
2. その他の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した月の、翌月の職員の給与支給日にこれを支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第8条 (報酬等の日割り計算)

新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の報酬額は、次の算式によって求められる額とする。

報酬月額 ÷ 30 × その月の在任日数 = その月の報酬額

4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その日までの報酬を支給する。

第9条 (端数の処理)

この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

第10条（公表）

当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第11条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第12条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

1. この規程は平成7年4月1日から施行する。
2. この規程は平成12年4月1日に改正する。
3. この規程は平成14年4月1日に改正する。
4. この規程は平成17年4月22日に改正し、同年5月1日に施行する。
5. この規定は平成29年6月23日に改正し、同年同日に施行する。
6. この規定は平成30年3月23日に改正し、同年同日に施行する。
7. この規定は平成30年6月23日に改正し、同年同日に施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長月額	1,000,000円
常務理事月額	900,000円

別表2（常勤役員等の退職金算定式）

$$\text{報酬月額} \div 10 \times \text{在任月数}$$

※上記在任月数には、月の途中で退任した場合の当該月を含まないこととする。